**様式第１１号**その１（別表関係）

小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【自家消費型太陽光発電設備・家庭用蓄電池（PPA・リース型）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （申請者） | 氏名・名称 |  | □ 法人（名称・代表者の職・氏名）□ 個人（氏名） |  |

【基本情報】

自家消費型太陽光発電設備（ＰＰＡ・リース型）

|  |  |
| --- | --- |
| 総括表の管理番号 |  |
| 用途の別 | □ 家庭用 | □ 事業用 |
| 契約の別 | □ PPA | □ リース |
| 設置場所 | □住所表示　□地番小田原市 |
| 販売・施工請負事業者 |  |
| 事業着手日（契約日又は着工日のいずれか早い方） |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 事業完了日（納品日又は支払日のいずれか遅い方） |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 太陽電池モジュールにおけるＪＩＳ等に基づく公称最大出力の合計値(A) |  | kW |
| パワーコンディショナーの定格規格の合計値(B) |  | kW |
| (A)と(B)のいずれか低い方(C) |  | kW |
| (C)の整数部分の値(D) |  | kW（小数点以下切捨て） |
| 連携している地産再エネ集約事業者（※） |  |
| 自家消費率 | 再エネ発電設備で発電して消費した電力量(E)  |  | kWh/年 |
| 再エネ発電設備で発電する電力量(F)  |  | kWh/年 |
|  | 割合(E）÷(F)×100 |  | ％ |
| 総事業費（税込） |  | 円 |
| 総事業費（税抜） |  | 円 |
| 補助対象事業費（税抜）(G) |  | 円 |
| 補助金実績額（家庭用）(H)=(D)×70千円 |  | 千円 |
| 補助金実績額（事業用・その他）(H)=(D)×50千円 |  | 千円 |

※余剰電力を市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却する場合に記載すること。

家庭用蓄電池（ＰＰＡ・リース型）

|  |  |
| --- | --- |
| 形式 |  |
| 蓄電容量（※）(A) |  | kWh（小数点第二位以下切捨て） |
| 総事業費（税込） |  | 円 |
| 総事業費（税抜） |  | 円 |
| 補助対象事業費（税抜）(B) |  | 円 |
| 補助金実績額計算(C)=(B)×1/3 |  | 千円(千円未満切捨て) |
| 補助金実績上限（家庭用）(D)=(A)×51.6千円 |  | 千円(千円未満切捨て) |
| 補助金実績額(C)と(D)のいずれか低い方 |  | 千円 |

※　蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の

積で算出される蓄電池部の容量とする。また、蓄電容量は２０kWh未満であること。

補助金額相当分がＰＰＡのサービス料金又はリース料金から控除されているかの確認

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自家消費型太陽光発電設備（ＰＰＡ・リース型）に係る補助金実績額(A) |  | 円 |
| 家庭用蓄電池（PPA・リース型）に係る補助金実績額(B) |  | 円 |
| PPAのサービス料金又はリース料金から控除されるべき額　(C)=(A)+(B) |  | 円 |
| （以下は契約形態がリースであるときのみ記載） |
| 補助金充当前のリース料等の総額(税抜)(D) |  | 円 |
| 補助金充当後のリース料等の総額（税抜）(E) |  | 円 |
| リース控除料(D)-(E) |  | 円 |
| （以下は契約形態がPPAであるときのみ記載） |
| PPA事業者の本社が神奈川県内にある場合、サービス料金から控除されるべき額　(F)=(C)×4/5 |  | 円 |
| PPA契約期間における総電力供給想定量(G) |  | kWh |
| 補助金控除前のサービス単価(H) |  | 円/kWh |
| 補助金控除後のサービス単価(I) |  | 円/kWh |
| 補助金控除前のサービス料金(J)=(G)×(H) |  | 円 |
| 補助金控除後のサービス料金(K)=(G)×(I) |  | 円 |
| サービス控除料(J)-(K) |  | 円 |

【チェックリスト】

（太陽光発電設備）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 |
| □ | 固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。 |
| □ | 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 |
| □ | 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。 |
|  | □ | (a) 地域住民や本市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 |
|  | □ | (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 |
|  | □ | (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 |
|  | □ | (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。 |
|  | □ | (e) ２０kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 |
|  | □ | (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 |
|  | □ | (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 |
|  |  | (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から |
|  | □ | 国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 |
|  | □ | (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 |
|  | □ | (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。 |
|  | □ | (k) １０kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 |
|  | □ | (l) １０kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。 |
| □ | 次の(a)と(b)のいずれかを満たすこと。 |
| □ | (a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（家庭用：３０％、事業用：７５％）以上とすること。 |
| □ | (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 |
| □ | PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 |
| □ | リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を |
|  | 具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 |
| □ | 設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。 |
| □ | 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 |
| □ | 家庭用の太陽光発電設備の場合、余剰電力を市長が指定する地産再エネ集約事業者に売却すること。 |
| □ | 事業用の太陽光発電設備で余剰電力を売電する場合、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者又は地産再エネ集約事業者に売却すること。 |

　このほか、PPA契約書（リース契約含む）の写し及び、施工前後の写真を添付すること。

（家庭用蓄電池）　※蓄電池を設置した場合のみチェックすること。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 |
| □ | 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 |
| □ | １２．５万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること。 |
| □ | PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 |
| □ | リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続 |
|  | 的に使用することを担保すること。 |
| □ | 蓄電池部（初期実効容量１．０kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。管理するための番号が付与されていること。 |
| □ | 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 |
| □ | 蓄電池部安全基準JIS C 8715-2の規格を満足すること。 |
| □ | リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2の規格も可とする。 |
| □ | リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、蓄電容量１０kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 |
| □ | メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が１０年以上の蓄電システムであること。 |
| □ | 設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。 |
| □ | 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 |

　このほか、蓄電池の仕様が分かる資料（写しも可）及び、施工前後の写真を添付すること。